

第 4 4 号議案

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

加東市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 2 項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務手当の特例）

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 2 条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫業務手当を支給する。この場合において、第 3 条の規定は適用しない。
- 3 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、4,000 円を超えない範囲内において、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 4 号議案 要旨

加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国家公務員において、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例が制定されたことを受け、本市においても新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る防疫作業に従事した者に対し、特殊勤務手当を支給する特例を定めるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る感染症防疫業務手当を支給することとし、その額を、従事した日 1 日につき 4,000 円を上限として定めることとする。（附則第 2 項及び第 3 項）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成18年3月2日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成18年3月2日から施行する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務手当の特例)</u></p> <p>2 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p>

第44号議案 説明資料

加東市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（案）

加東市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則（令和2年加東市規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務手当の特例）

3 条例附則第2項に規定する規則で定める業務は、感染の危険に加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で行う作業であって、次に掲げるものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「感染者等」という。）に接して行う作業

(2) 感染者等が使用した宿泊施設等物件の処理作業

(3) 感染者等を同一車両により指定する施設等へ移送し、又は搬送する作業

(4) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が認めたもの

4 条例附則第3項に規定する規則で定める額は、3,000円（感染者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。